

令和8年4月1日改正

現場代理人の常駐に関する運用基準

この運用基準は、守山市建設工事請負契約約款第10条第3項における現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定について、運用事項を定めるものである。

(現場代理人の常駐義務緩和)

第1条 守山市の発注した工事において次のいずれかを満たす場合には、現場代理人の常駐義務を緩和するものとする。

- (1) 契約図書もしくは工事打合簿等により明確となっている工事の不稼働期間
 - (2) **契約額が1,000万円未満(税込)**でその現場代理人を他の工事と兼務させる期間
- 2 現場代理人は、工事現場に常駐しない場合、その期間は受注者として現場パトロールの実施と緊急時に速やかな対応がとれる体制を常に備える旨を事前に発注者に工事打合簿により報告しなければならない。

(現場代理人の兼務)

第2条 現場代理人の兼務を認める工事は、兼務するいずれの工事も前条の規定を満たすとともに、発注者と常に携帯電話等で連絡がとれ、発注者が求めた場合には、工事現場に向かう等の対応がとれるものとする。

2 兼務を行う現場代理人は次の各号全ての要件を満たすものとする。

- (1) 既に兼務している工事が無いこと(兼務は2件まで)
- (2) 稼働中のいずれかの工事現場に駐在すること

(現場代理人の兼務解除権)

第3条 発注者は、虚偽の報告や施工内容に不備が生じた場合は、現場代理人の兼務を解除することができる。

(適用日)

第4条 この運用基準は、平成24年6月1日から適用する。

◎運用のポイント

- 1 守山市が発注する、当初契約額が1,000万円未満（税込）の工事について、現場代理人は2件まで兼務することができます。

よって、1,000万円以上（税込）の工事については、現場代理人を兼務することはできません。

- 2 契約額にかかわらず、既に施工場所が守山市外の工事の現場代理人である場合は、守山市が発注する工事の現場代理人になることはできません。

ただし、施工場所が守山市内であり、かつ、発注元が他工事と現場代理人の兼務等を認めている当初契約額が1,000万円未満（税込）の工事の現場代理人である場合は、守山市が発注する当初契約額が1,000万円未満（税込）の工事について、1件まで兼務することができます。

- 3 当初契約額が200万円（税込）未満の随意契約による工事（ただし、入札結果により200万円未満となるものは含まない）については、反映いたしません。（件数には数えません）

- 4 建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場に配置する現場代理人については、工事を受注した企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされております。

したがって、次のような者の配置は認められません。

- ・直接的な雇用関係を有していない場合（在籍出向者や派遣など）
- ・恒常的な雇用関係を有していない場合（工事期間のみの短期雇用）

「恒常的な雇用関係」として、入札参加申請日以前に**3か月以上の雇用関係**があることを必要とします。

また、現場代理人と受注者の直接的な雇用関係を確認できるもの（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等の写し）を現場代理人等届に添付して提出していただきます（滋賀県一般土木等共通仕様書付則1-1-13）。

- 5 今回の運用による兼務等のケースについて、判断に迷われた場合等は事前に契約検査課までご相談ください。